

# 「スポーツ教育学研究」投稿規定

昭和 57 年 11 月 20 日公布

令和 3 年 3 月 7 日 第 13 次改正

令和 3 年 10 月 30 日 第 14 次改正（改正点はアンダーライン）

## I 和文規定

### 1. 投稿資格

本誌に投稿できる著者は、日本スポーツ教育学会会員に限る。投稿に際しては、別途定める細則に従うものとする。

### 2. 投稿論文

本誌に投稿できる原稿の内容は、投稿時点で別に定める学術刊行物等に投稿されていない未発表のものに限る。投稿論文は採否にかかわらず返却しない。

### 3. 投稿論文の種類

投稿できる論文の内容は、スポーツ教育に関する総説、原著論文（実践研究を含む）、事例研究、研究資料、実践報告、書評のいずれかに該当するもので、完結したものに限る。

- 1) 総説は、特定の研究領域に関する主要な文献内容の総覧であるが、その内容は、単なる羅列ではなく、特定の視点に基づく体系的なまとめを持つことが必要である。
- 2) 原著論文は、科学論文としての内容と体裁を整えているもので、新たな知見をもたらすものであることが必要である。また、問題提起、目的、方法、結果、考察、結論、文献、欧文抄録等から成り立っていることが必要である。ただし、人文系と自然系の論文構成には違いがあるので、論文の構成や見出し語はそれぞれの研究領域に応じて適切なものを用いる。なお、スポーツ教育を実践する現場からの情報をもとにした研究で、指導法に関する実用的研究や、スポーツ教育の授業実践を総合的に分析した実践研究も上記の条件を踏まえていれば原著に含まれる。
- 3) 事例研究は、特定の少数の事例を詳細に調査・研究し、その結果を典型として示すことによって、スポーツ教育学の発展に寄与できるものである。
- 4) 研究資料は、スポーツ教育の実践に関わる調査や実験の結果の報告や、スポーツ教育学の研究上、客観的な資料として価値が認められるものを指す。この場合、原著論文に必要な見出し語や、それに相当する内容のすべてを含む必要はない。しかし、関連研究とのつながりの中で、その資料を提出することの意味が明らかであり、資料そのものの説明が十分になされていることが必要である。
- 5) 実践報告は、スポーツ教育を実践する現場からの情報をもとにした報告で、指導法に関する実用的報告や、スポーツ教育の授業実践を分析した報告等が含まれる。この場合、原著論文に必要な見出し語や、それに相当する内容のすべてを含む必要はないが、学術的な根拠に基づいてなされる報告であることが必要である。
- 6) 書評は、スポーツ教育学にかかわる単行本の全部または一部の概要を明示し、その内容に関する問題提起を含むことが必要である。

### 4. 投稿論文のフォーマット

投稿論文は、文書作成ソフトにより A4 判用紙（縦置き横書き）に作成する。本文は、44 字 × 43 行を以て 1 ページとする。投稿論文は、別に定める「投稿の手引き」に従って作成する。

### 5. 投稿論文の規定ページ数

総説、原著論文（実践研究を含む）、事例研究、研究資料、実践報告の投稿論文は、本文、注、文献、

図表等（欧文抄録とその和訳を除く）を含めて 16 ページ以内とする。 なお、査読における修正により受理後に 16 ページを超えた場合、および、特殊な印刷を要した場合に発生した費用は、投稿者の負担とする。

## 6. 投稿

- 1) 原稿には、かならず別紙として、表題ページ、欧文抄録ページ、抄録和訳ページを添える。
  - i 表題ページには、論文名、著者名、所属機関名（組織が大きい場合には部所名まで）を和文および欧文（ローマ字）で、所属機関の所在地を欧文で記載し郵便番号を添える。また、投稿論文の種類を右上部に記す。
  - ii 欧文抄録ページには、欧文題名と欧文規定 4 に従った 25 行以内の抄録を記載する。
  - iii 抄録和訳ページには、和文題名と上記の欧文抄録の和訳文を記載する。
  - iv 原則として、表題ページ以外には著者名および所属機関名は記載しない。審査段階では、本文その他において著者自身の著書・論文等に言及する必要がある場合にも一人称的な表現を避ける。また、謝辞をはじめ倫理委員会や補助金団体の承認番号等の付記を付さない。これらについては、審査終了後に、編集委員会が承認した事項に限り修正・補足するものとする。
- 2) 提出する原稿は、正論文 1 部、副論文 1 部、別に定める「投稿論文チェックリスト」の合計 3 つとする。この 3 つを各々 PDF 形式に変換し、ファイル化して提出をする。
- 3) 投稿論文は、別記編集事務局にメールで送付する。

## 7. 投稿論文の採否

投稿論文の採否は、編集委員が委嘱した審査委員の審査結果に基づき、編集委員会において決定する。 なお、投稿者は、審査過程で投稿論文の種類を変更することはできない。

## 8. 別刷

掲載論文の別刷を希望する投稿者は、著者校正のときに、その必要部数（100 部単位）と公費・私費の別を印刷所に伝える。但しこの場合の実費は全額投稿者の負担とする。

## 9. 著作権

本誌に掲載された論文の翻訳権、変形権、映画化権その他の翻案権を含むすべての著作権は、日本スポーツ教育学会に帰属するものとする。本誌の複製ならびに翻訳を編集著作権に触れる形で行なう時には、予め編集委員会に書面で連絡をすること。なお、本誌掲載論文の利用許諾基準については、別に定める通りとする。

## II 欧文規定

1. 和文規定と同じ。
2. 和文規定と同じ。
3. 和文規定と同じ。
4. 投稿論文のフォーマット

投稿論文は、文書作成ソフトにより A4 判用紙（縦置き横書き）に作成する。半角文字で 88 字×43 行（全角設定で 44 字×43 行）を以て 1 ページとする。 投稿論文は、別に定める「投稿の手引き」に従って作成する。

5. 和文規定と同じ。

## 6. 投稿

- 1) 原稿には、かならず別紙として、表題ページ、和文抄録ページを添える。

    - i 和文規定『6-1) - i』と同じ。
    - ii 和文抄録ページには、和文題名と 44 字×25 行以内の和文による抄録を記載する。
    - iii 和文規定『6-1) - iv』と同じ。
  - 2) 和文規定『6-2)』と同じ。
  - 3) 和文規定『6-3)』と同じ。
7. 和文規定と同じ。
8. 和文規定と同じ。
9. 和文規定と同じ。

附則 この規定は、令和 3 年 10 月 30 日から施行する。